

国立大学法人東京外国語大学学位規程

〔平成 5 年 1 月 19 日
制定〕

改正 平成 6 年 4 月 1 日	平成 7 年 6 月 7 日
平成 9 年 6 月 25 日	平成 10 年 4 月 1 日
平成 12 年 4 月 1 日	平成 13 年 4 月 1 日
平成 14 年 9 月 25 日	平成 15 年 3 月 28 日規則第 16 号
平成 15 年 7 月 30 日規則第 42 号	平成 16 年 3 月 24 日規則第 30 号
平成 17 年 4 月 1 日規則第 15 号	平成 19 年 6 月 27 日規則第 53 号
平成 20 年 3 月 3 日規則第 16 号	平成 21 年 3 月 31 日規則第 57 号
平成 24 年 3 月 27 日規則第 5 号	平成 25 年 5 月 28 日規則第 33 号
平成 27 年 6 月 9 日規則第 100 号	平成 29 年 12 月 19 日規則第 66 号
平成 31 年 3 月 19 日規則第 37 号	令和 7 年 1 月 21 日規則第 2 号

東京外国語大学学位規程（昭和 42 年 6 月 23 日制定）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学学則及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、東京外国語大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位及び専攻分野の名称、博士論文共同指導に関する事項）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記するものとする。

学部・研究科	学位	専攻分野の名称
言語文化学部 国際社会学部 国際日本学部	学士	言語・地域文化
総合国際学研究科 博士前期課程	修士	学術 文学 言語学 国際学
総合国際学研究科 博士後期課程	博士	学術

3 博士の学位を授与するに当たっては、大学院学則第 21 条の 2 の規定に基づき、教育上有益と認めるときに、外国の大学の大学院又は研究所（以下「外国の大学院等」という。）との協議に基づき、博士後期課程の学生が休学又は在学中に、本学と当該外国の大学院等において、専攻に関する共同の研究指導を受け、学位を授与することが認められた場合は、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

（学士の学位授与の要件）

第 3 条 学士の学位は、本学言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部を卒業した者に授与する。

（修士の学位授与の要件）

第 4 条 修士の学位は、本学大学院総合国際学研究科博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第 5 条 博士の学位は、本学大学院総合国際学研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、後期課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者

と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（修士論文等の提出資格）

第6条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出できる者は、前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目合わせて16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、大学院学則第21条第1項により留学した者については、修得単位が16単位未満であっても提出することができる。

2 大学院学則第33条ただし書きに規定する優れた研究業績を上げたと認められる者が修業年限を短縮して早期の課程修了の認定を受けようとする者で修士論文等を提出できる者は、所定の授業科目について必修、選択科目合わせて30単位以上修得できる見込みがあると大学院総合国際学研究科教授会（以下「大学院教授会」という。）が認め、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（博士論文の提出資格）

第7条 第5条第1項に定める学位の授与を申請する者で博士論文を提出できる者は、後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、後期課程に所定の修業年限以上存学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学後、3年を経過しない者にあっても博士論文を提出することができる。

2 大学院学則第34条第1項及び第2項ただし書きにより修業年限を短縮して早期の課程修了の認定を受けようとする者で博士論文を提出できる者は、12単位以上修得できる見込みがあると大学院教授会が認め、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

4 第5条第2項に定める博士の学位の授与を申請する者にあっては、博士論文を提出する前に、大学院総合国際学研究科協議会の許可を受けなければならない。

（学位論文等の提出、及び審査手数料の納付）

第8条 学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に修士論文等にあっては1篇3通、博士論文にあっては1篇5通を添えて、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、論文等審査のため必要があるときは、修士論文等又は博士論文（以下「学位論文等」という。）のほかに参考となる資料を提出させることができる。

3 第5条第2項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、前2項に定めるもののほか、所定の学位論文審査手数料（以下「審査手数料」という。）を納付しなければならない。

4 第7条第1項ただし書きにより申請する場合には、審査手数料は、徴収しない。

5 第1項から第3項により提出された学位論文等、参考資料及び納付された審査手数料は、返還しない。

（学位論文等の受理、及び審査等の付託）

第9条 研究科長は、前条第1項の規定により提出された学位論文等を受理したときは、修士論文等にあってはその審査及び最終試験を、博士論文にあってはその審査及び最終試験又は学力の確認をそれぞれ大学院教授会に付託するものとする。

（審査委員会）

第10条 大学院教授会は、前条の審査等を付託されたときは審査委員会を設置し、学位論文等の審査等を行わせるものとする。

2 審査委員会は、研究指導担当教員のうちから修士論文等にあっては3名、博士論文にあっては5名で構成するものとする。

3 大学院教授会が必要と認めるときは、当該学位論文等に關係のある本学又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会に加えることができる。

4 前2項に定めるもののほか、大学院教授会が必要と認めるときは、本学又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 第4条の規定に係る修士論文等の審査及び最終試験は、当該学生が在学する期間内に終了するものとする。

2 第5条第1項の規定に係る博士論文の審査及び最終試験は、博士論文提出期限後6か月以内に終了するものとする。ただし、第7条第1項ただし書きの規定に係る博士論文の審査及び最終試験は、当該論文の提出期限後1年以内に終了するものとする。

3 第5条第2項の規定に係る博士論文の審査及び学力の確認は、当該論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

4 大学院教授会が特別の理由があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、審査期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文等の審査に合格した者に対し、当該学位論文等を中心として、これに関連のある事項について口述又はこれに代わる方法により行うものとする。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文の審査に合格した者に対し、当該博士論文を中心として、これに関連のある事項について口述又はこれに代わる方法により行うものとする。

(審査委員会の報告)

第14条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

(修士又は博士の学位授与の議決)

第15条 大学院教授会は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべきか否かについて審議及び議決しなければならない。

2 研究科長は、前項の決議を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

3 第1項の議決は、大学院教授会規程第6条の規定にかかわらず、横成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(修士又は博士の学位の授与)

第16条 学長は、前条第2項の報告に基づいて修士又は博士の学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士論文の要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合は、前項の規定にかかわらず、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、東京外国語大学審査学位論文である旨を明記するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「東京外国語大学」と付記するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第21条 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を著しく汚す行為があったときは、学長は、学部教授会又は大学院教授会の議を通じてその学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 前項の議決を行う場合は、国立大学法人東京外国語大学学部教授会通則規程第5条又は国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科教授会規程第6条の規定にかかわらず、第15条第3項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第22条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成5年1月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2 平成4年4月1日前に在学する者については、なお、従前の例による。

3 第5条第2項の規定による博士の学位の申請の受理は、第5条第1項の規定による学位を授与した日から行うものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成7年6月7日から施行し、平成7年度入学者から適用する。

2 平成6年度以前の入学者については、改正前の別紙様式1によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成9年6月25日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 平成9年3月31日に後期課程に在学する者の博士論文の提出資格については、改正後の第7条第1項第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者及び同年4月1日以降に外国語学部に入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学学位規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に総合国際学研究科博士後期課程に在学する者の取扱いについては、なお従前の例による。

別記様式 1

第3条の規定に基づき授与する学位記の様式

第 号	東京外國語大学 東京外國語大学長 ●●学部長	年 月 日	本学 ●●●●学部 所定の課程を修めて本学を卒業する ことを認め学士(言語・地域文化)の学位を授与する	大学印	卒業証書	
					学位記	年 氏 月 名 日 生
D	氏名	印	印			

別記様式 2

第4条の規定に基づき授与する学位記の様式

修 第 号	東京外國語大学 東京外國語大学長 氏名	年 月 日	本学大学院総合国際学研究科○○専攻(○○) コースの博士前期課程において所定の単位を 修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した ことを認め修士(○○)の学位を授与する	大学印	学位記	
					年 氏 月 名 日 生	
D	印					

別記様式3

第4条の規定により授与する学位記において、大学院学則第33条の「特定の課題についての研究の成果」に基づき授与するときは、本様式とする。

修第 号	年 月 日	本学大学院総合国際学研究科○○専攻○○コ ースの博士前期課程において所定の単位を修得 し特定の課題についての研究の成果の審査及び 最終試験に合格したことを認め修士 (○○)の 学位を授与する	大 学 印	学 位 記
東京外國語大学長 氏 名 印			年 月 日生	名

別記様式4

第5条第1項の規定に基づき授与する学位記の様式（世界言語社会専攻、国際日本専攻）

博甲第 号	年 月 日	本学大学院総合国際学研究科○○専攻の博士後期 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及 び最終試験に合格したことを認め博士(学術)の学 位を授与する	大 学 印	学 位 記
東京外國語大学長 氏 名 印			年 月 日生	名

別記様式5

第5条第1項の規定に基づき授与する学位記の様式（共同サステイナビリティ研究専攻）

博甲第 号	東京外國語大学長 電気通信大学長	氏 氏 氏 名 名 名	印 印 印	東京外國語大学大学院総合国際学研究科、東京農工大学大学院工学府及び電気通信大学大学院情報理工学研究科の共同サステイナビリティ研究専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（学術）の学位を授与する	学 位 記 年 月 日 生
----------	---------------------	----------------	-------	---	------------------

別記様式6

外国の大学院等との博士論文共同指導により授与する学位記の様式

博甲第 号	東京外國語大学長 氏 名 印	東京外國語大学 年 月 日	本学大学院総合国際学研究科○○専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（学術）の学位を授与する この学位は り授与するものである との博士論文共同指導によ	学 位 記 年 月 日 生	大学印
----------	-------------------------	------------------	---	------------------	-----

別記様式 7

第 5 条第 2 項の規定に基づき授与する学位記の様式

博 乙 第 号	東京外國語大學長 氏 名 印	年 月 日	に合格したので博士（學術）の学位を授与する 本学に学位論文を提出しその審査及び試験	大学印	年 月 日生	學 位 記
----------------------	-------------------------	-------------	--	-----	--------------	-----------------